

定 款

社団法人 日本訪問販売協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本訪問販売協会(英文名 JAPAN DIRECT SELLING ASSOCIATION、略称「J D S A」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、訪問販売に係る商業倫理の確立等を通じて、その取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することにより、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問販売に係る調査及び研究
- (2) 訪問販売に係る倫理綱領の策定及び実践の推進
- (3) 訪問販売に係る苦情の解決の申出に関する受付、助言、調査及び処理
- (4) 不当な訪問販売に係る審査及び措置
- (5) 訪問販売に係る消費者の救済の措置
- (6) 訪問販売に従事する者に対する指導及び教育
- (7) 訪問販売に従事する者の登録
- (8) 訪問販売に係る内外資料の収集及び提供
- (9) 訪問販売に係る内外関連団体等との連絡及び調整
- (10) 訪問販売に係る苦情処理体制の確立の推進
- (11) 訪問販売に係る消費者啓発
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(業務方法書)

第5条 前条第5号の事業については、「訪問販売消費者救済事業業務実施方法書」を、前条第7号の事業については、「登録事業業務方法書」をもってこれを定める。

2 訪問販売消費者救済事業業務実施方法書及び登録事業業務方法書の制定及び変更は、理事会の議決を得なければならない。

第2章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2 正会員は、商品若しくは権利の販売若しくは役務の提供を訪問販売の方式により業として営む者及びこれに関連する者で、理事会において別に定める正会員の基準に合致したものとする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力する者又は団体とする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人たる会員にあっては、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会の拒否)

第8条 本会は、本会に会員として加入の申込みを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、その加入の申込みを拒否することができる。

(1) 特定商取引に関する法律(以下「法」という。)の規定により訪問販売に関する業務の全部又は一部の停止を命じられたことがあるとき。

(2) 法の規定又は法の規定に基づく処分違反し本会から除名の処分を受けたことがあるとき。

(3) 前2号のほか本会の設立趣旨、目的に反すると理事会が判断したとき。

(入会金及び会費等)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより、分担金を負担しなければならない。

3 正会員は、第34条で定める訪問販売消費者救済基金(以下「救済基金」という。)の出えん金を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を半年以上納入しないとき。
- (5) 救済基金の出えん金を納入せず督促後なお3ヶ月納入しないとき。

(権利の停止)

第11条 倫理審査委員会より第40条第1項第2号の規定により勧告を受けたときは、理事会は議決を得て、当該会員に対し、期間を定めてその権利を停止することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、倫理審査委員会より第40条第1項第3号の勧告を受けたときは、理事総数の4分の3以上の議決を得て、当該会員を除名することができる。ただし、この場合理事会開催後最初に開催する総会において承認を得るものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会及び理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(法令違反の会員の処分)

第13条 理事会は、会員が法の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為をしたときは、理事総数の4分の3以上の議決を得て、当該会員に対し、過怠金を課し、会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する。

ただし、この場合理事会開催後最初に開催する総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会及び理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第10条、第12条又は第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、第4条第5号の事業に係る義務及び未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第15条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25人以上30人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、3人以上5人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 理事のうち、必要に応じて2人以内を常務理事とすることができる。

(選任)

第16条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては15人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第20条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(顧問)

第21条 本会に、顧問2人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第18条第1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 会 議

(種別)

第22条 本会の会議は、総会、理事会及び幹部会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 幹部会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

4 監事は、理事会及び幹部会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議

決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 幹部会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 4 幹部会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招 集)

第26条 総会、理事会及び幹部会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
- 4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第27条 総会、理事会及び幹部会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第25条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第28条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第29条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員

の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会及び理事会においては、第26条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第30条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第28条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 苦情処理

(苦情処理窓口の設置)

- 第32条 本会に、第4条第3号に掲げる事業を円滑に実施するため、苦情処理窓口を設置する。

(苦情の解決)

- 第33条 本会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言

をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるものとする。

- 2 本会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、本会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 本会は、第1項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させるものとする。

第6章 訪問販売消費者救済基金

(消費者の救済)

- 第34条 本会は、第4条第5号の業務(以下「消費者救済業務」という。)を適正かつ円滑に行うため、救済基金を設ける。
- 2 救済基金は、消費者救済業務に要する費用に充てることを条件として正会員から出えんされた金銭(以下「拠出金」という。)の額の合計額をもってこれに充てるものとする。

(消費者救済に係る審査委員会)

- 第35条 本会に、消費者救済業務の実施の可否を判断するため、「消費者救済に係る審査委員会」(以下「救済審査委員会」という。)を設置する。
- 2 救済審査委員会は、その審査において中立・公正を期するため、会員及び会員に關係する者以外の学識経験者をもって構成する。
 - 3 救済審査委員会の委員は、5人以上10人以内とする。
 - 4 救済審査委員会は、訪問販売消費者救済事業業務実施方法書に基づき、消費者救済業務の実施の可否及び給付する場合はその給付の額を審査し、理事会にその結果を報告するものとする。

(審査結果の尊重)

- 第36条 理事会は、前条第4項の審査結果を尊重する。

第7章 倫理審査委員会

(任 務)

- 第37条 本会に、第4条第4号に掲げる不当な訪問販売に係る審査及び措置を厳正かつ公正に実施するため、倫理審査委員会を設置する。

(構成)

第38条 倫理審査委員会は、その審査及び措置の決定の中立・公正を期するため、会員及び会員に係る者以外の学識経験者をもって構成する。

2 倫理審査委員会の委員は5人以上10人以内とする。

(対象)

第39条 倫理審査委員会で審査する対象は、本会の会員が行った不当な訪問販売を対象とする。

(措置及び実施)

第40条 倫理審査委員会は、本会の会員が行った不当な訪問販売に関し、その重大性・多発性・広域性・当該会員の対応ぶり、あるいは社会に与える影響等を勘案し、次のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 当該会員に対し、改善勧告を行う。

(2) 理事会に対し、当該会員について権利の停止が相当であると勧告する。

(3) 理事会に対し、当該会員について除名が相当であると勧告する。

2 その他、倫理審査委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

(勧告の尊重)

第41条 理事会は、倫理審査委員会の勧告を尊重する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 分担金収入

(5) 寄附金品

(6) 資産から生じる収入

(7) 事業に伴う収入

(8) その他

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

4 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第47条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第48条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第49条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第50条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第52条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第53条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第10章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第54条 本会は、その主たる事務所に民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

- 第55条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
 - 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

- 第56条 本会は、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

- 第57条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則（昭和55年2月19日）

- 1．本定款の規定は、本会が通商産業大臣の設立の許可を受けた日（以下「許可日」という。）から施行するものとする。
- 2．訪販事業者協議会の正会員又は賛助会員であって、現に第7条に規定する資格を有する企業又は団体は、第9条第1項本文の規定により許可日に本会の正会員又は賛助会員になったものとみなす。
ただし、第9条第1項ただし書きに規定する要件を備えているものの場合に限られるものとする。
- 3．本会の設立当初の理事（会長、副会長及び専務理事の場合を含む。）及び監事は、第17条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会において選任された者がこれに当たり、その任期は、第19条第1項本文の規定にかかわらず、許可日から第23条第1項の規定により開催される通常総会において選任された者が就任するときまでの間とする。
- 4．第29条中「その他」のうちには、附則第6項に規定する期間中においては、訪販事業者協議会より承継した資産を含むものとする。
- 5．別添「入会金・会費規程」は、第30条第2項の規定により、許可日に制定されたものとみなす。
- 6．本会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず許可日に始まり、昭和56年3月31日に終わるものとする。
- 7．前項の事業年度の期間にかかる第34条第1項の規定による事業計画及び収支予算は、設立総会において定められた当該期間の事業計画及び収支予算によるものとする。

附 則（昭和59年6月14日）

本定款の改正規定は通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

附 則（昭和63年11月9日）

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年5月31日）

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成21年7月1日）

- 1．この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日（以下「認可日」という。）から施行する。
- 2．前項の規定にかかわらず、変更後の第4条第5号、第5条前段、第8条、第10条第2項第5号、第13条、第34条、第35条及び第36条の規定は、改正特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日から施行する。